

社会福祉法人 光道園

とらいと

指定障害福祉サービス短期入所事業 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人 光道園が設置する とらいと（以下「事業所」という。）が行う指定障害福祉サービス短期入所事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、利用者の意思および人格を尊重し、利用者の立場にたった適切かつ円滑な障害福祉サービス事業の提供を確保することを目的とする。

2 地域生活支援拠点として、障害のある方を地域全体で支えるサービス提供を担うこと。

(運営の方針)

第2条 事業所は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じて介護等を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、障害福祉サービスその他、保健・医療・福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条

指定障害福祉サービス事業「短期入所」を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 「とらいと」
- (2) 所在地 福井県丹生郡越前町朝日1丁目505番地（とらいと）
福井県丹生郡越前町朝日1丁目218番地（みらいと）

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数および職務内容は次のとおりとする。ただし、員数については、厚生労働省の定める指定基準を下回らない範囲内で変動することがある。

- (1) 管理者 1名
管理者は、従業者の管理、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定短期入所の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守させるために必要な指揮命令を行う。
- (2) 生活支援員 1名以上（1名以上常勤）
生活支援員は、食事の提供や生活上の相談等及び入浴等の介護等について、世話人と日常生活を適切に援助する。
- (3) 世話人 3名以上
世話人は、食事の提供や生活上の相談等及び入浴等の介護等について、世話人と日常生活を適切に援助する。

(指定障害福祉サービスの内容および主たる障害者)

第5条 指定障害福祉サービスの内容は、短期入所とし、一時的に利用する必要があると認めた障害者を対象として提供する。

(指定障害福祉サービスを提供する主たる対象者)

第6条

指定障害福祉サービスを提供する主たる対象者は次のとおりとする。

(1) 知的障害者・身体障害者・(精神障害者)(15歳未満の者を除く)

(事業所の形態)

第7条 短期入所事業所の形態は、空床利用型とする。

(利用契約)

第8条 指定障害福祉サービスの開始に際して、障害福祉サービス受給者証を交付された者またはその家族に対し、運営規程の概要、世話人等のサービス内容に関する重要事項説明書、サービス利用説明書を交付し、その内容について説明を行い、利用者と契約を締結する。

(受給資格等の確認)

第9条 事業所は、利用者との契約に際して、障害福祉サービス受給者証により障害支援区分や支給期間等の確認を行う。

(営業日および営業時間)

第10条 事業所の営業日および営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 年中無休。
- (2) 受付時間 月曜日～金曜日 午前9時から午後6時までとする。
- (3) 24時間指定障害福祉サービスの提供が可能な体制とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第11条 サービス利用に当たっては、次の事項に留意する。

- (1) 利用者が外出する場合は、事前に事業所に届け出るものとする。
- (2) 利用者は秩序に従って相互の親睦を深める。
- (3) 利用開始日や利用終了日に変更が生じた場合、速やかに事業所に届け出るものとする。

(利用契約)

第12条 指定障害福祉サービスの開始に際して、障害福祉サービス受給者証を交付された者またはその家族に対し、運営規程の概要、世話人等のサービス内容に関する重要事項説

明書、サービス利用説明書を交付し、その内容について説明を行い、利用者と契約を締結する。

(利用料等)

第13条 前条の指定障害福祉サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定障害福祉サービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。ただし、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

(1) 食費 1,050 円／日（朝食：200 円 昼食：400 円 夕食：450 円）

(2) 光熱水費 実費負担

(3) 日用品費他

2 利用料等の支払いを受ける場合には、事前に利用者または家族に対して文書で説明した上で支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

3 利用料等の受領に際しては、利用者または家族に対して領収証を交付する。

(入居に当たっての留意事項)

第14条

入居に当たっては、次の事項に留意する。

(1) 利用者が外出する場合は、事前に事業所に届け出るものとする。

(2) 利用者は秩序に従い相互の親睦を深める。

(3) 調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者と従業者が共同で行う。

(4) 入浴は、原則として利用者同士で事前に定めた順に行う。

(5) 喫煙は定められた場所で行う。

(通常の事業の実施地域)

第15条 通常の事業の実施地域は、福井県丹生郡内全域とする。

2 特別な事情により、通常の実施地域以外の利用希望者に対し実施する場合もある。

(緊急時及び事故発生時等における対応方法)

第16条

1 事業所の従業者は、現に指定障害福祉サービスの提供を行っている時に利用者に病状等の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに事業所が定める協力医療機関又は歯科協力医療機関もしくは利用者の主治医（以下「協力医療機関等」という。）への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

事業所は、次の協力医療機関を定める。

協力医療機関名 寿人会 木村病院 （藤田病院）

協力歯科機関名 遠矢歯科医院

- 2 協力医療機関等への連絡等が困難な場合には、他の医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。
- 3 指定障害福祉サービスの提供により事故が発生したときは、直ちに利用者に係る障害福祉サービス事業者等及び管理者に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 4 指定障害福祉サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

(感染症対策)

第17条

事業所は感染症の発生及びまん延防止に備えるため、感染症対策委員会の設置、感染症に関する事業継続計画を策定及び周知し、それらに基づく訓練及び研修を行うものとする。

(非常災害対策)

第18条

事業所は消火設備その他の非常災害に際して必用な設備を設ける。又、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(事業継続に向けた取り組み)

第19条

事業所は感染症や災害が発生した場合であっても、必要な障害福祉サービスが継続的に提供できるように事業継続計画を策定及び周知し、それらに基づく訓練及び研修を行うものとする。

(苦情解決)

第20条

- 1 事業所は、その提供した指定障害福祉サービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等、苦情解決に関する体制を整備し、掲示するなど利用者等に周知の徹底を図るものとする。
- 2 事業所は、社会福祉法第83条の規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

(人権の擁護および虐待防止のための措置)

第21条 事業所は、虐待防止に関する責任者を選定及び設置する。また虐待防止委員会を設置し虐待防止のための措置を講じるものとする。

2 事業所は、利用者の人権の擁護及び虐待の防止等のため、次に掲げる措置を講ずる。

(1) 施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、

担当職員に周知徹底を図る。

(2) 施設における虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 施設において、担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(5) 成年後見制度の利用支援

3 利用者に対する虐待の早期発見に努め、虐待の可能性が認められた場合には管理者および市町村、関係機関等への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

(身体拘束等の禁止)

第22条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行わない。

2 事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録することとする。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(個人情報の保護)

第23条

1 事業所は、その業務上知り得た利用者等の個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)その他関係法令等を遵守し、適切に取り扱うものとする。

2 従業者は、その業務上知り得た利用者等の秘密を保持するものとする。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者等の秘密を保持するため、従業者でなくなった後において

もこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 事業所は他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者等に関する情報を提供する際は、あらかじめ利用者の同意を得るものとする。

(その他運営についての留意事項)

第24条 事業所は、サービス提供職員等の質的向上を図るための研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後6カ月以内

(2) 継続研修 年2回以上

2 従事者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。

3 従事者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、

従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。

- 4 事業所は他の事業者等に対して、利用者、保護者に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者、保護者の同意を得るものとする。
- 5 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
- 6 事業所は、利用者に対する短期入所の提供に関する諸記録を整備し、当該短期入所を提供した日から5年間保存するものとする。
- 7 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、社会福祉法人 光道園と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。
- 8 国の法律が変更した場合は、その法律内容に準ずることとする。

附 則

この規程は、令和6年1月1日から施行する。

この規程は、令和7年1月1日から施行する。

この規程は、令和7年2月1日から施行する。